

インターンシップガイドブック

Internship Guide Book to JAPN

JISA-HuReDee 外国人材戦略セミナー

■外国人材のインターンシップでの受け入れ

1 はじめに

外国人インターンシップ
採用担当の皆様へ

人材不足の日本では、メディアを含む多くの場所で「改正出入国管理法」また「外国人雇用」の話、「技能実習生」の受入、外国人材のトラブルや受入れについて多くの場所で話を聞くと思います。

人材不足と国際社会の日本の中で、海外の大学が正規カリキュラムとして進めている「外国人インターンシップ生」と「日本国内の受入企業」のインターン生の受入に付いて少しご説明させていただきます。

★インターンシップ生受入の大切なポイント

インターン生を受入れるには、在留資格が取れて『入国できればいい』と言う考え方で行けません。

インターン生受入～帰国まで期間に、企業の実習内容と大学で勉強している学部や学科に合った「実習カリキュラム」が実施されるかどうかと言う事が一番必要だと言う事をご理解ください。

『実習カリキュラム』の無い、インターンシップ生の受入は単なる「労働者」の受入とみなされ、受入企業はビザの不正取得や不正就労という罰則の対象になる事をご理解ください。

受入企業としては、外国人材を受入れたいけど『何処に』『どの様に』尋ねたらいいのかわからない。
これが現状だと思います。

今回は、一般的になかなか知ることの出来ない、調べる事の出来ない、インターンシップ制度の利用に付いての手続きや法律、外国人インターン生の受入に付いてなどお話をさせていただきます。

インターン生の受入に特化した協会の知り得た「知識」を基に今回はお話しさせていただきます。

インターンシップ生の受入については、
受け入れた企業主の方に全ての責任があり、守らなければいけない事がいくつかある
と言う事をご理解して頂く事が学生様受け入れに対して一番必要な事です。

単に『労働目的の人材確保』と言う事ではなく、将来の人材確保、企業で行える小さな
社会貢献として、海外の大学生の日本での職場体験実習の場所の提供者として、きちん
とした目的で制度を活用し、在留資格（特定活動9号）に基づく『実習生』の受入とい
う認識を持ち、受入の実施をお奨めします。

日本のインターンシップ制度の利用は
受け入れに対する必要な知識を理解し利用する事で、日本の『受入企業』、またインタ
ーン生として参加する『学生』のどちらにとってもとても良いシステムです。

受入企業は、滞在中の『実習カリキュラム』の計画及び実施業務、また、実習中のイン
ターン生の評価は企業様にとってとても必要なことです。

コンプライアンスの遵守で「インターン生」を受け入れるための手続きでは、在留資格
申請者（受入企業）の代表者が全責任を負います。

例) 実習対価（賃金）の派遣会社(紹介企業)への支払などは違法になります。

2 外国人インターンシップとは？

大学の専攻（学部・学科）に合った日本企業での『実践教育』及ぶ『生活習慣』『生活の知識』『ビジネスマナー』など、大学の座学では学ぶことのできない実践の職場体験を中心に+課外授業(文化活動や交流活動)を行う事が「正規」カリキュラムです。

また、インターンシップ制度の取り入れを希望する「海外大学」と「日本企業」が人材確保および人材育成を目的としている二社で交わす「産学協定契約」に合意し締結して実行する事がインターンシッププログラムです。

■外国人インターンシップの概要

外国人インターンシップは、

① 在籍中に大学が定める、三か月コース、六か月コース、1年コース
最長で四年制大学の50%の範囲で複数回を含む二年間の期間が認められている。
注意:基本在留資格の所得は六ヶ月と一年間が多く、二年は難しい。

期間は国内インターンシップとは異なり、三か月六か月一年が基本で国や大学により異なる。

② 加生は職場体験をする事で卒業後の就職への知識を実習する事が出来る、
③ 業体験は大学の単位取得となる、

3者間で成り立つ制度です。

インターン生を送り出す 「大学」、
インターンシップ生の対象となる「学生」、
インターンシップ生を受入れる 「企業」

特にアジア圏の学生にとって、海外の観光客で人気のある日本は「あこがれ」の存在であり、関心・興味の高い国の1つです。

日本で就職する、日本へ進学する、希望者は日本留学者の半数を超えています。

■サマージョブ/ウィンタージョブ

インターンシップと同じ制度ですが、

② 季・冬季期間（3か月以内）を利用し、
② インターン生が就業体験を積むために企業で働くことができ
③ 就学体験は大学の単位取得の条件は任意
という制度です

<注意>

インターシップは「インターン生」と呼ぶことが多くあります。

■インターシップに関わる3者の役割と目的

1. 海外の大学（大学）

大学は、インターシップの送出機関として、学生が課外実習体験をとおして、座学では学ぶ事ができない就業体験、異文化体験など見聞を広げる学習プログラムを取り入れ、卒業認定単位になります。「大学の正規カリキュラム」

2. 学生（インターン生）

学生は、インターン生として就業体験（実地研修）や課外活動を積み重ねて、日本で就職する、または、自国で日本に関わる仕事に従事するなど、キャリア育成のチャンスと捉えています。

3. 受入企業（企業）

企業は、インターン生へ就業体験をさせることによって、企業の社会的な役割として国際社会の貢献（人材育成）が具現化できると共に、卒業後の人材確保、職場の活性化などが期待できます。

■大学は卒業後の進路

■就職の為の体験カリキュラムとしての現場体験

例) 日本語学科、観光学科、レストラン管理、等の場合

◇基本実習/リゾートホテル・レストラン・空港・その他

日本語やサービスマナーの習得、実戦でのスキルアップ、

◇課外体験実習

母国の座学ではできない体験型プログラム実習

文化体験体験、(例) 沖縄三線体験、お祭りの運営体験、華道（生け花教室）、書道教室、地域貢献、ボランティア、(例) ゴルフトーナメントでのボランティア、ビーチクリーン、国際交流、(例) 大学での講義の聴講、地域イベントへの参加、

3 外国人インターンシップの注意点

★注意点

インターンシップ生は、送出す『大学』と受入れる『企業の二社間』で交わす『産学協定契約』に基づく『在留資格認定』の取得により入国が許可されます。

基本の契約内容には、大学が認める正規プログラムであり、受入企業は卒業単位取得に必要な『実習カリキュラム』の実施と実習評価の報告、実習態度の連絡、基本の実習内容は大学の求める日本での体験課題を取り入れ協議し、安心して安全な環境で大学の課外授業の一環として行う事が目的です。

このため、人材紹介（労働）を目的とする『紹介者の介在』は基本できません。

実習カリキュラムの実施の「講師」、その実施の為の「業務委託業者」、また有資格者による在留資格の申請やアドバイス以外の介在以外はインターン生の介在が認められないと思います。

また、人材確保（労働目的）のインターンシップ生の受入は、人材紹介の不正、在留資格に対する虚偽、など手続きや労働などの法律に抵触する場合がありますので確認が必要です。

上記の件は受け入れる企業としての認識が必要になります。

★過去の違反例

①派遣会社や紹介企業（第三者）の紹介による『実習対価』の支払い方法

学生への給料『実習対価』は、法律で定められた直接払いに限る。

×事例 ホテル～紹介企業～学生 ※税金や手続き名目で違法な搾取

×事例 毎日10時間近い実習勤務を行い低額（仮）69,000円の手取り

②卒業後の学生をインターンシップ生として採用

×事例在学中に「在留資格」を取得して卒業後にインターンシップ生として入国

※受け入れ企業はわからず採用、紹介企業は法律を理解している

③実習カリキュラムのない受入

×事例 カリキュラムの無い、管理者の指導の無い受入は労働に値します。

※在留資格申請には、具体的なプログラムが必要です。罰則有。

④目的の違う『在留資格』

×事例 短期招へい入留資格などを利用した不正入国

短期滞在（報酬なし・単位取得なし）外務省（自国の領事館）直接申請

賃金の支払いを母国などで行う労働目的の入国

4 学部・学科と関連企業

日本での外国人インターンシップ制度の基本的な考え方は、日本語が話せるか、日本語学科と言う分類ではなく、参加学生が大学で学んでいる専攻にどのようにインターンシッププログラムが組めるかどうかと言う事が一番重要になります。

海外の大学には、下記のような日本では専門学校になってしまうような学部や学科がたくさんあります。

- 1 Information Technology (情報技術)
- 2 Mechanical Engineering (機械工学)
- 3 Automotive Engineering (自動車工学)
- 4 Mechatronics (電子機械工学)
- 5 Electrical & Electronic Engineering (電気・電子工学)
- 6 Control Engineering & Automation (自動制御工学)
- 7 Civil Engineering (土木工学)
- 8 Food Technology (食品工学)
- 9 Accounting (会計学)
- 10 Biotechnology (生物工学)
- 11 Business Administration (経営学)
- 12 Finance & Banking (財務・銀行経営学)
- 13 Marketing (マーケティング)
- 14 Economic Law (法律・経済学)
- 15 Tourism & Travel Management (旅行・観光学)
- 16 Hotel Management (ホテル・接客管理)
- 17 Restaurant Management (レストラン管理)

日本の大学とは違い、レストラン管理や調理など様々な学部がアジアの大学にはあります。

受け入れ企業の皆様には

受け入れに対する「実習」という事を理解していただき、プログラム構成を考えて戴ければインターンシップ生の受入に対して前に進む事ができると思います。

現在の人材不足、将来の為の人材育成、現在のスタッフに対する国際化社会に対する人材教育、学生を育てる『小さな社会貢献活動』、こんな受入に対するお気持ちでご検討いただけましたら今回のご説明も皆様のお役に立てると思います。

5 受入に必要な費用

■インターン生に関わる費用

下記に付いては例としてご説明させていただきます、受入れる地域や企業様により若干費用が変動する場合がありますのでご確認ください。

①学生への実習対価又は生活補助費（就業報酬）

各都道府県別最低賃金をベースに実習（就業）時間、日数で計算。

基本、社会保険未加入（国民健康保険）個人払いで対応

年金加入無（申請） 税金（非居住者）20.42%

②学生受入に掛かる委託費用

<内訳>

登録費用（初回のみ）	@50,000/人
在留資格認定申請費 +別途交通費（確認）+日当 10,000 円	@20,000/人
業務委託費 ※支払いは学生の給料日に合わせる	月額@50,000/人
支援金の支給 大学（事務手続）及び受入学生に対する支援費用 ※実習終了後、実習態度、出退勤怠による評価	3か月コース 30,000/人 6か月コース以上 50,000/人

④ 入時の手続き・準備していただく備品

福利厚生	社員食堂の利用、 食費補助 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 個人負担（一食） 円
	外国人登録及び国民健康保険への加入手続き
実習時に必要なモノ	制服
空港からの移動	入国・帰国時の空港までの送迎 ※基本受入企業様の単独で行っていただきます。 ※別途費用での協会对応可能
諸手続き	外国人登録手続き ※入国後 2 週間以内に手続きを行う<必須義務> 国民健康保険加入 郵貯銀行の開設

7 在留資格に対する参加資料

皆様の企業にも直接多くの外国人材紹介企業から問い合わせや紹介が沢山ある中で受入トラブルも多く発生している事が現状です。

労働者としての受け入れ、日本語レベルの低さ、賃金の支払、参加学生に対する法外な紹介費用、多くのトラブルが起きています。

入国管理局では、そんな中で在留資格申請に対して「正しい」受入の基準が慎重に行われているのが現状です。

一部の違法業者のトラブルで、正規プログラムで入国を希望している学生にも狭き門になりつつあります。

今回は、現在の入国管理局の指導や書類確認の現状を今後の参考になればと思い少しご説明します。

◆入国管理局からの追加書面提出

あなたの在留資格認定証明書交付申請（番号 号）に関し、審査資料として下記の書類が必要です。○月○日までに本状とともに送付又はご持参ください。

なお書類作成に当たっては日付を明記の上、作成者（申請代理人等）が署名（押印）していただきますようお願いいたします。

記

注意 1：請求された資料を上記期日までに提出されない時は特別な事情があると認められた場合を除き、現に提出された資料によって許否を決定します。

注意 2：上記資料の中に他言語で書かれたものがあれば日本語訳もご提出願います。

注意 3：提出できない資料がある場合は、提出できない理由を説明する文書を代わりにご提出願います。

■再提出の例) ①

1 現在までに貴社で受け入れた学生の受け入れ状況が確認できる資料を提出してください（学生が作成したレポート、指導員が作成した指導日誌や学生の評価等）。

また、学生に支払った報酬に関する資料も提出ください（賃金台帳及び手取り額が分かる資料等）

2 1年もの長期間に渡って、インターンシップを行う必要性について具体的に説明してください。

3 学生との間でインターンシップ中の待遇について合意した具体的な内容がわかる

資料（労働条件通知書、実習契約書）を提出してください。

4 学生の各実習配属先について説明願います。また、配属先の担当者（指導員）の方の役職・経歴（資格）について説明する文書を提出してください。

5 インターンシップで実際に行う業務の内容、使用する教材について説明してください（各研修の1日・1週間・1か月のスケジュールや各業務の作業手順が分かる図や写真を添付願います。）

6 学生はインターンシッププログラムを終了することで派遣元大学において単位認定されるとのことでありますが、学生の評価を、どなたが、どのような基準で行うのかを具体的かつ詳細に説明してください。

提出先 ○○○管理局

留学・研修審査部門

■再提出の例) ②

1 インターンシップ対象者在籍の学部（○○○学部）について詳細に説明した文書
1部（○○○）の意味、学部・専攻の内容について説明した文書を提出お願いいたします。

2 上記学部のカリキュラムについて説明した文書 1部
（履修科目とそれぞれの単位数一覧、終了までの必要単位数が記載された文書です）

3 インターンシップ対象者の卒業見込み年月日について説明する文書 1部
（提出された在学証明書において、2019年卒業見込みと記載されております。
卒業時期については可能な限り詳細な時期（月・日）を記載願います。
また2019年卒業見込みの場合、4年制の3年次に卒業するものと思われるのでその点についても説明願います。

4 インターンシップによって取得できる科目別の単位数を証明する文書 1部
1～4は大学側が作成した文書をご提出願います。

5 本邦における活動内容を具体的に説明する文書 1部
（どこで、どのような活動を行うのか。日程（スケジュール）、指導体制について詳しく説明した文書をご提出願います。）

5は、受け入れ先が作成願います。

■再提出の例) ③

1 申請人の活動内容について具体的に説明した文書（要：社判）

2 申請人の1日及び1週間の活動スケジュール

何時から何時まで、どこで何をするのかわかるように具体的に記載して下さい

3 インターンシップ期間中の研修計画表（実習カリキュラム）

4 申請人が在籍する外国の大学と日本の受け入れ機関との間で交わしたインターンシップに係る契約書の写し

外国語で作成された文書には、日本語訳文を添付願います。
提出できない資料がある場合は、理由書を願います。